私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 29 日 29 私高第 73 号県民文化部長通知 一部改正 平成 30 年 7 月 1 日 30 私第 108 号県民文化部長通知 一部改正 平成 30 年 9 月 7 日 30 私第 144 号県民文化部長通知

(趣旨)

第1 この要綱は、低所得世帯に属する児童生徒の私立小中学校等における教育に係る経済的負担軽減を図ることを目的として、国が定める私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施する私立小中学校等授業料等軽減事業で、予算の範囲内において当該児童生徒の保護者等に補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号、以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 私立小中学校等

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部。

(2) 保護者等

ア 学校教育法第16条に規定する保護者

(法人である未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第 1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相 談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、 民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する 権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び児童生徒等がその就学に 要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者は除く。)

イ 児童生徒等に保護者がいない場合で、当該児童生徒等が主として他の者の収入 により生計を維持しているときは、当該他の者

(支給額)

- 第3 補助金の額は、支給の対象となる児童生徒一人当たり 10 万円を限度として授業料額 の範囲内の額とする。
- 2 私立学校設置者が行う私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の執行に必要な経費の

- うち、知事が認める経費(以下「事務費」という。)についても支給額に含めることがで きるものとする。
- 3 事務費の額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない額とする。なお、算出された額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の受給方法について)

第4 学校設置者は、保護者等に代わって補助金を受領し、原則授業料の債権に充当する こととする。

(受給資格者)

- 第5 次の各号の要件を全て満たす児童生徒について、授業料等の負担軽減に要する費用 を補助する。
 - (1)児童生徒が、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する、学校設置者内の学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに、7月1日時点で在学していること(構造改革特別区域法第12条に規定する株式会社の設置する学校に在学している児童生徒は除く。)。なお、7月2日以降の転学等については考慮しない。
 - (2) 児童生徒の保護者等の所得金額(源泉分離課税の対象となる所得も含む。)の合計(損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。)から人的控除等の所得控除額合計を減じた額(以下「判定額」という。)(保護者等が二人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。)が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、児童生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。
 - (3) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと
 - (4) 児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が600万円以下であること
 - (5) 児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること
 - (6)児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査 及びヒアリング調査に協力すること

(受給資格の認定申請)

第6 私立小中学校等の設置者は、児童生徒の保護者等から、次に掲げる書類の提出があっ

たときは、別に定める日までに私立小中学校等授業料等軽減事業補助金受給資格認定申請者一覧兼認定結果一覧表(様式第1号)及び在学証明書(様式第2号)を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 私立小中学校等授業料等軽減事業補助金申請書(以下「申請書」という。)
- (2) 私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査票
- (3) 誓約書
- (4) 基準日の属する年度の保護者等全員の所得情報が記載されている証明書 (ただし、前年1月から12月の間において上記証明書に含まれていない日本国 外での収入がある場合は、日本国外での収入額を証明できる書類(政府機関、企 業の発行する公的な書類)を提出するものとする。)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(受給資格の認定)

第7 児童生徒の保護者等から請求委任を受けた学校設置者より申請書等の提出があったときは、当該申請を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、その旨を私立小中学校等授業料等軽減事業補助金支給決定通知書(様式第3号)又は私立小中学校等授業料等軽減事業補助金不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。なお、児童生徒の保護者等に対する通知は学校長を通じて行うものとする。

(補助金の申請)

- 第8 私立小中学校等の設置者は、児童生徒の保護者等からの請求委任に基づき、補助金の 所要額を別に定める日までに私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付申請書(様 式第5号)に次に掲げる関係書類を添えて提出するものとする。
 - 2 前項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 私立小中学校等授業料等軽減事業補助金申請者一覧(受給者一覧)表(以下「申請者一覧(受給者一覧)表」という。)
 - (2) 事務費計画内訳(実績報告)書

(交付の決定)

第9 学校設置者より前条の規定による交付申請書等の提出があったときは、当該申請を 審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。

(交付の変更)

第10 学校設置者は、前条の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ私立

小中学校等授業料等軽減事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる関係 書類を添えて提出するものとする。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 交付金額が変更とならない場合であって、補助対象経費の費目別金額のみを変更するとき。
- (2) 交付金額が減額となる場合であって、その金額の変更が20パーセント以内であるとき。
- 2 前項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1)申請者一覧(受給者一覧)表
 - (2) 事務費変更計画内訳書
- 3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて内容を変更し、 条件を付すことができるものとする。
- 4 前項の規定に基づく変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を学校設置者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11 学校設置者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる関係書類を添えて提出するものとする。
 - (1) 申請者一覧(受給者一覧)表
 - (2) 事務費計画内訳(実績報告)書
 - (3) その他知事が必要と認めて指定した書類

(補助金の請求)

第12 学校設置者は、補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、私立小中学校等授業料等軽減事業補助金概算払(交付)請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 13 次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第7条に規定する交付の決定及び受 給資格の認定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 学校設置者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件 又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 学校設置者が、交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 学校設置者又は児童生徒の保護者等が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その 他不適当な行為を行った場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、学校設置者または児童生徒の保護者等に対し、当該命令に係る補助金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を学校設置者が納付する日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を県に納付しなければならない。

(補助金の経理)

- 第14 学校設置者は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを 明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかな ければならない。
 - 2 学校設置者は、補助金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り えた個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権 利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなくてはならない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定める ものとする。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年9月7日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

して知事が別に定める額

1 基準額 2 実支出額 次により算出した額の合計額 ・人件費(給料、報酬、賃金、時間外手当、共済 費(給料等に係る社会保険料)等) (1) 交付年度の私立小中学校等授業料等軽減 旅費 事業補助金の受給資格認定を受けた者の ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光 数に別に定めた額を乗じた額 熱水費) ・ 役務費 (通信運搬費、保管料及び手数料) (2) 私立小中学校等1校あたりの別に定めた額 • 委託料 ・ 使用料及び賃借料 (3) その他、私立小中学校等授業料等軽減事業 ・その他、私立小中学校等授業料等軽減事業補 補助金に関する事務の執行に必要な額と 助金に関する事務の執行に必要な経費として

知事が認める経費